

国水下企第27号
国水下事第24号
令和2年6月24日

都道府県下水道担当部長
政令指定都市下水道担当部長
(以上地方整備局等
下水道事業担当部長等経由)
日本下水道事業団事業統括部長
都市再生機構都市再生部長 } あて

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道企画課長
下水道事業課長
(公印省略)

下水道工事等に係る事故防止重点対策の実施について

下水道事業における事故の防止に向けては、これまでも安全管理の徹底に努めていただくよう繰り返しお願いしているところですが、令和2年度になってから既に3件もの死亡事故が発生しています。これを踏まえ、重点対策項目を定めて更なる安全対策の取組みを推進することとしました。

令和元年度から現在までに発生した死亡事故は10件にのぼり、いずれも下水道工事作業中のものでした。そのうち5件がはさまれ・巻き込まれ事故であったことを踏まえ、「はさまれ・巻き込まれ事故防止」を重点対策項目といたします。なお、これらの事故は、作業監視者を配置していなかった、被災者が死角で作業をしていた、施工計画書に記載の無い作業を実施していた等が事故原因でした。

つきましては、作業従事者の安全管理に対する意識向上を図り、作業前の安全確認の徹底、工事責任者等による作業監視の徹底等、安全対策に万全を期するとともに、今般作成したはさまれ・巻き込まれ事故の未然防止に向けた注意喚起ポスター(別紙)を工事現場や維持管理作業員詰所等に掲示していただきますようお願いいたします。

ポスター掲示期間は、当通知の施行日から令和3年3月31日までを基本としますが、この期間を超えて掲示していただいても差し支えありません。

(以下都道府県あて)また、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いいたします。

【問合せ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 村山
TEL:03-5253-8430(内線 34237)

令和2年度 事故防止重点対策項目

はさまれ・巻き込まれ事故防止



はさまれ・巻き込まれによる
死亡事故多発

- ⚠ 作業前の安全確認
- ⚠ 現場責任者や監視員による作業監視
- ⚠ 施工計画書に基づく作業手順の遵守
- ⚠ 重機の作業範囲の確認

など安全管理を徹底し、事故の未然防止に努めましょう